

令和5年第16回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年10月20日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第78号 選挙人名簿から抹消する者について

・・・P.1

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について

・・・P.3

議案第78号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 665 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 268 人 |
| | 市外転出者 | 397 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年10月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年9月1日から令和5年9月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和5年5月1日から令和5年5月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	139	129	268
転出	197	200	397
合計	336	329	665

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第17回	定例	11月20日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第18回	定例	12月 1日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
令和6年 第1回	定例	1月19日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第2回	定例	2月20日 (火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月 1日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第4回	定例	4月19日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第5回	定例	5月20日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第6回	定例	6月 3日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室